

家賃補助付きセーフティネット住宅

家賃補助事務手続きマニュアル

～賃貸人・不動産管理会社向け～

令和5年4月

横浜市建築局住宅政策課

目次

1	事務手続きフロー図	2
2	手続きの詳細	3
1	1 問合せ・事前相談.....	3
2	2 セーフティネット住宅への登録.....	4
3	3 交付申請	5
4	4 入居者資格確認申請（入居者が行う手続き）	10
5	5 入居届	12
6	6 実績報告	13
7	7 補助金支払い	16
3	3 その他の手続きの詳細.....	17
1	1 継続交付申請.....	17
2	2 年1回の入居者資格確認.....	18
3	3 退去届	19
4	4 世帯員変更届.....	21
5	5 名義承継届.....	22
6	6 記載事項変更承認申請	23
7	7 交付決定の取消し・返還.....	24
8	8 入居資格がない人が入居する場合	26
9	9 代わりに手続きを行う場合	27
	その他 シェアハウスの補助額の考え方	28

1 事務手続きフロー図

1 問合せ・事前相談【P3】

○問合せ先

補助金事務局（横浜市住宅供給公社）（TEL：045-451-7762）

2 セーフティネット住宅へ登録【P4】

○登録窓口

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
（TEL：045-664-6896）

3 交付申請【P5】

○申請窓口

補助金事務局
（横浜市住宅供給公社）
（TEL：045-451-7762）

4 入居者資格確認申請 （入居者が行う手続き）【P9】

5 入居届【P11】

6 実績報告【P12】

7 補助金支払い【P15】

2 手続きの詳細

1 問合せ・事前相談

●要件の確認

家賃補助を受ける際は、住宅が以下の要件を満たしている必要があります。

	セーフティネット住宅（専用住宅）として登録されること （既に登録している住宅も、新たに登録する住宅も対象となります。） ※セーフティネット住宅の登録についての詳細は次のページをご覧ください。
	横浜市内にある住宅であること
	契約家賃が周辺の家賃相場と均衡を失しない水準以下であること
	更新料や礼金等を徴収しない契約となっており、 敷金は家賃の3か月分の額以下であること

●事前相談

家賃補助の要件や手続きに関するお問合せ先

補助金事務局（横浜市住宅供給公社）

TEL：045-451-7762 FAX：045-451-7707

住所：〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）、10時～17時

申請書の様式等は市HPからダウンロードできます。

横浜市 家賃補助付きセーフティネット住宅

検索

2 セーフティネット住宅への登録

●登録方法

専用ウェブサイトからの電子申請により行うことができますので、来訪・郵送は不要です。

●登録の流れ

※操作方法については、専用ウェブサイトに掲載されている「事業者向け管理サイト入力マニュアル」をご確認ください。

※補助を受けるためには、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」である必要があります。登録申請の際、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨」を「はい」として登録してください。

※セーフティネット住宅へ登録しただけでは家賃補助は受けられません。

●登録に関するお問合せ先

3 交付申請

●交付申請手続きの流れ

- ① 賃貸人は、下記の書類を揃えて補助金事務局に提出してください。
委任状を付けることで手続きを代理で行うことができます。
詳しくは「9 代わりに手続きを行う場合」(P28)を参照してください。
いくつかの住宅を申請する場合は申請書をまとめて申請してください。

必要書類	備考
家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)	・市 HP からダウンロード
家賃減額補助金交付申請明細書	・市 HP からダウンロード
補助金振込先口座情報	・参考様式を市 HP に掲載しています。
賃貸借契約書の写し	・ <u>現在の入居者が住み続けたまま家賃補助を受ける場合のみ提出</u> (申請時点で空室の場合は提出不要) ・ひな型ではなく、実際の契約書の写し

≪書類の提出先≫ 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

- ② 書類審査後、「家賃減額補助金交付決定通知書」及び「家賃減額補助金交付決定明細書」が補助金事務局から賃貸人に送付されます。
- ③ 交付決定を受けた物件は、下記ホームページに物件の一覧が掲載され、物件ごとに不動産会社等の問合せ先が掲載されます。

URL : <http://www.yokohama-kousya.or.jp/chintai/safety>

【記載例】家賃減額補助金交付申請書

第3号様式(第11条第1項、第2項)

・明細書右上に記載した申請日と一致させてください。

年 月 日

横浜市長

賃貸人

住所 横浜市〇〇区〇〇1-2-3

氏名 関内 一郎

電話番号 080-XXXX-XXXX



代表者印を押印してください。

家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領(以下「要領」という。)第11条第1項又は第2項の規定に基づき、家賃減額補助金の交付について申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び要領を遵守し、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。また、必要に応じ、申請者が横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱第4条第1項第5号に該当するか否かを神奈川県警察本部に対して照会することに同意します。

1 補助対象の経済的支援住宅と申請額

所 在 地 名	称	補 助 申 請 額
横浜市△△区△町1-1-1	△△レジデンス	1,321,910円
横浜市●●区〇〇町6-50-10	〇〇コーポ	960,000円

正確な住所を記載してください。
(例) 保土ヶ谷区→× 保土ヶ谷区→◎

内訳は別添家賃減額補助金交付申請明細書のとおり

2 補助合計申請金額

金2,281,910円

いくつかの住宅をまとめて申請する場合は合計額を記載して下さい。

3 実績報告の回数と期間

回数	<input type="checkbox"/> 3回 (第1四半期、第2四半期～第4四半期(～1月)、第4四半期(2, 3月))
	<input type="checkbox"/> 5回 (第1四半期・第2四半期・第3四半期・第4四半期(1月)・第4四半期(2, 3月))

また、要領第
ます。

希望する方にチェック☑を入れてください。この申請をもとに実績報告の回数が決まります。

受任者住所	補助金事務局の住所及び名称が入るので記載不要
受任者氏名	

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

【記載例】家賃減額補助金交付申請明細書

第3号様式別紙 住宅名： △△レジデンス		家賃減額補助 精簡の情報は、 単體目の10欄を日誌欄であれば			申請日	2022/4/5
部屋番号	部屋情報	期間	月数	申請額	申請額計	備考
105	家賃	2022/5/5 ~ 2022/5/31	1	33,532	33,532	
	専有面積	2022/6/1 ~ 2023/3/31	10	38,500	385,000	
	希望する 最大補助額	第1区分 (~104,000円) 21,500 [円/月] 第5区分 (~186,000円) 35,700 [円/月]	第3区分 (124,001円~139,000円) 28,400 [円/月] 第6区分 (~214,000円) 42,300 [円/月]	第4区分 (139,001円~158,000円) 32,100 [円/月]	418,532	
	収入区分ごとの入居者負担額					
201	家賃	2022/5/5 ~ 2022/5/31	1	37,539	37,539	
	専有面積	2022/6/1 ~ 2023/3/31	10	43,100	431,000	
	希望する 最大補助額	第1区分 (~104,000円) 26,900 [円/月] 第5区分 (~186,000円) 45,900 [円/月]	第3区分 (124,001円~139,000円) 35,600 [円/月] 第6区分 (~214,000円) 52,900 [円/月]	第4区分 (139,001円~158,000円) 40,100 [円/月]	468,539	
	収入区分ごとの入居者負担額					
202	家賃	2022/5/5 ~ 2022/5/31	1	34,839	34,839	
	専有面積	2022/6/1 ~ 2023/3/31	10	40,000	400,000	
	希望する 最大補助額	第1区分 (~104,000円) 30,000 [円/月] 第5区分 (~186,000円) 45,900 [円/月]	第3区分 (124,001円~139,000円) 35,600 [円/月] 第6区分 (~214,000円) 52,900 [円/月]	第4区分 (139,001円~158,000円) 40,000 [円/月]	434,839	補助期間の始期が月の途中の場合 その月の末日数で日割り計算となります。
	収入区分ごとの入居者負担額					
<p>《希望する最大補助額の考え方》 家賃や家賃債務保証料等全てあわせて総額460万円/戸(最長20年)までの補助となります。 基本は30,000円/月の補助ですが、 入居者の属性等にあわせて、より長く補助を受けたい場合などを想定し、 40,000円~80,000円の範囲内で1万円単位で調整できる仕組みとしています。 なお、実際の補助額は、家賃と入居者負担額との差額から算出するため、</p>						
<p>記載方法 excelで作成する場合【重要】 太枠内の項目のみ入力してください。その他は自動入力されます。 手書きで作成する場合 全ての項目を記入してください。</p>						
				合計	1,321,910	

※第5区分及び第6区分については、令和5年4月21日に施行します。

【参考】賃貸借契約の内容

- ・制度要綱等で規定しているものではありませんが、入居者とのトラブル防止の観点から、次のような内容を賃貸借契約書の特約等に、必要に応じて盛り込んでいただければと思います。

《例》

(特約事項)

第●条 第●条までの規定以外に、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領（平成30年9月11日建住政第1202号。以下「実施要領」という。）に基づき、甲が乙に賃貸する住戸について、家賃補助付きセーフティネット住宅補助金事務局（以下「補助金事務局」という。）に対し家賃減額補助を申請する場合の特約については、下記のとおりとする。

- 1 乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 2 乙は、本物件に入居後速やかに、乙及び同居者の住民票の写しを補助金事務局に提出しなければならない。
- 3 乙は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて甲に届け出なければならない。
- 4 乙が退去する際に、引き続き同居者が入居しようとするときは、甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、毎年度6月末までに、入居者資格確認申請書を作成し、以下の各号に掲げる書類を添付し、補助金事務局に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 直近の住民税課税証明書（所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの）
 - (3) 入居者資格に係る誓約書兼同意書
 - (4) 納税証明書
 - (5) その他入居者資格に係る証明書等（補助金事務局から提出の求めがあった場合）
- 6 実施要領に基づき補助金が甲に交付される場合においては、第●条の規定に関わらず、乙が甲に支払うべき額は頭書（●）に記載する家賃の額から当該補助金の額を差引いた額とする。
- 7 甲が横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（平成30年9月11日建住政第1202号）及び実施要領に規定する補助の申請手続を怠り、又は適正に行わずに当該補助金が交付されないこととなった場合には、第●条の規定に関わらず、乙は、頭書（●）に記載する家賃の額から、甲が当該申請手続を怠らず又は適正に行っていたならば交付されるべき補助金の額を差引いた額を甲に支払えば足りる。ただし、乙の責に帰すべき理由がある場合においては、この限りではない。

4 入居者資格確認申請（入居者が行う手続き）

●入居者資格確認申請について（入居者等へ依頼）

(1) 現在空室で、今後入居者を募集する場合

- ・入居希望者から問合せがあった場合は、入居者資格確認申請を行うよう依頼してください。
- ・入居希望者が「入居者資格確認通知書」を取得した後、以下の点を確認してください。

- ①「入居者資格確認通知書」に記載の有効期限内であること
- ②入居希望者が「入居者資格確認通知書」に記載された者のみであること
- ③「入居者資格確認通知書」に記載された区分
(→この区分をもとに実際の補助額が決まります。)

- ・物件の内覧・賃貸人の審査・家賃債務保証会社の審査等通常どおり行ってください。

(2) 現在の入居者が住み続けたまま補助を受けようとする場合

- ・「3 交付申請」と同時に、入居者資格確認申請を行うよう入居者へ依頼してください。
- ・補助を開始するためには、入居者がこの申請を行い、「入居者資格確認結果通知書」にて「資格あり」となっている必要があります。

●補助額の確認方法

家賃減額補助金交付決定明細書

住宅名： △△レジデンス

部屋番号	入居者負担額の区分				期間	月数	補助額	補助額計	備考
105	家賃	60,000 [円/月]	専有面積	37.20㎡	R4.5.5 ~ R4.5.31	1	33,532	33,532	
	第1区分	21,500 [円/月]	第2区分	24,900 [円/月]	R4.6.1 ~ R5.3.31	10	38,500	385,000	
	第3区分	28,400 [円/月]	第4区分	32,100 [円/月]					
	第5区分	36,700 [円/月]	第6区分	42,300 [円/月]					
	家賃	70,000 [円/月]	専有面積	40.00㎡	R4.5.5 ~ R4.5.31	1	37,539	37,539	
201	第1区分	26,900 [円/月]	第2区分	31,100 [円/月]	R4.6.1 ~ R5.3.31	10	43,100	431,000	
	第3区分	35,600 [円/月]	第4区分	40,100 [円/月]					
	第5区分	45,900 [円/月]	第6区分	52,900 [円/月]					
	家賃	70,000 [円/月]	専有面積		R4.5.5 ~ R4.5.31	1	34,839	34,839	
	202	第1区分	30,000 [円/月]	第2区分	31,100 [円/月]	R4.6.1 ~ R5.3.31	10	40,000	400,000
第3区分		35,600 [円/月]	第4区分	40,100 [円/月]					
第5区分		45,900 [円/月]	第6区分	52,900 [円/月]					
家賃			専有面積						

「入居者資格確認通知書」に記載された区分をもとに、
「交付決定明細書」の入居者負担額を確認してください。
その金額と家賃との差額が実際の補助額となります。

【参考】入居者資格確認通知書

第2号様式(第9条第2項、第4項)

建住政 第〇〇号
令和5年5月1日

横浜市〇〇区～
横浜 太郎 様

横浜市長 〇〇〇〇 ㊟

入居者資格確認通知書

〇年〇月〇日付けで申請のありました入居者資格確認申請につきまして、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（以下「要綱」という。）（第9条第2項・第4項）の規定により、入居者資格の確認を行いましたので、次のとおり通知します。

1. 入居者及び同居者

入居者	氏名 横浜 太郎	
同居者	氏名 横浜 花子	続柄 妻
	氏名 *****	続柄
	氏名 *****	続柄

この場合、横浜太郎さん・花子さんの
2名のみ入居可能です。

2. 経済的支援住宅

登録番号	
所在地	
住宅の名称	
部屋番号	

3. 入居者資格 有・無
→有の場合、入居者負担額の区分：第1区分

4. 注意事項

- (1) 本通知書は入居者資格を通知するものであり、経済的支援住宅への入居を保証するものではありません。
- (2) 要綱第9条第2項の規定による入居者資格の確認結果については、本通知書の交付があった日の翌5月末までに経済的支援住宅の賃貸借契約を締結した者に限り有効とします。
- (3) 1に記載の入居者及び同居者のみが入居できるものとします。
- (4) 要綱第9条第4項の規定による入居者資格の確認結果については、本通知書の交付があった年度の10月1日より適用するものとします。
- (5) 要綱第5条第1項第1号イの規定により、子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者がいるものにあつては6年以内、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内のものにあつては3年以内を家賃減額補助の算定対象とした期間とします。

5 入居届

●手続きの流れ

契約締結日後速やかに以下の書類を補助金事務局に郵送してください。

	必要書類	備考
	入居届	・市 HP からダウンロード
	賃貸借契約書の写し	
	(住民票)	・入居者が補助金事務局へ直接提出。 ・入居者に対し、依頼してください。

≪書類の提出先≫ **補助金事務局**

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

※現在の入居者が住み続けたまま補助を受けようとする場合、入居届の提出は不要です。

6 実績報告

令和5年度より、「3回」もしくは「5回」を選択できるようになっています。
時期に注意してください。

●時期

- ・家賃減額に要した費用の実績について、毎会計年度、次の時期に報告を行っていただきます。

報告対象期間	報告時期	支払い時期（目安）
4～6月分	7月10日まで	9月
7～9月分	10月10日まで	12月
10～12月分	1月10日まで	3月
1月分	2月5日まで	4月
2～3月分	3月31日	5月

- ・ 1月分と2～3月分は報告時期に注意してください。
- ・ 4月分から1月分については、その期間中入居者がいなかった場合は省略することが可能です。
- ・ 2～3月分の実績報告については、入居者有無にかかわらず、必ず3/31付で提出が必要です。

●手続きの流れ

- ① 下記の書類を補助金事務局に郵送してください。

	必要書類	備考
	家賃減額補助金実績報告書	・市HPからダウンロード
	家賃減額補助金実績明細書	・市HPからダウンロード

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

- ② 実績報告を受け、「補助金額確定通知書」が補助金事務局から送付されます。

【記載例】家賃減額補助金実績報告書

第5号様式(第13条第1項)

横浜市長

<<報告日>> ※厳守
 4～6月分：7/1～7/10
 7～9月分：10/1～10/10
 10～12月分：1/1～1/10
 1月分：～2/5
 2～3月分：3/31

令和5年7月1日

横浜市〇〇区〇〇1-2-3

関内 一郎

電話番号

080-XXXX-XXXX

家賃減額補助金実績報告書

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第13条第1項の規定に基づき、家賃減額に要した費用の実績について次のとおり報告します。

1 実績報告対象の経済的支援住宅

所在地	名称	実績報告額	報告対象期間	交付決定文書番号
横浜市△△区△町 1-1-1	△△レジデンス	257,132円	令和5年4月～ 6月分	令和5年4月1日 第〇〇号
横浜市●●区〇〇町 〇-〇-〇	〇〇コーポ	120,000円	令和5年4月～ 6月分	令和5年4月1日 第〇〇号
			年 月～ 月分	年 月 日 第 号
			～ 分	年 月 日 第 号
			～ 月分	年 月 日 第 号
		円	年 月～ 月分	年 月 日 第 号

正確な住所を記載してください。

(例) 保土ヶ谷区→×
保土ヶ谷区→◎

その住宅の合計の金額を記載してください。

※明細書の最下段の金額

内訳は別紙家賃減額補助金実績明細書のとおり

2 家賃減額に要した合計金額

金 377,132円

住宅すべての金額の合計を記載してください。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

【記載例】家賃減額補助金実績明細書

家賃減額補助金実績明細書（ 年 月 ～ 月分）

住宅の名称：△△レジデンス

部屋番号	入居者氏名	入居者の 収入区分	期間		家賃 (A)	入居者負担額 (B)	家賃補助申請額 (A)-(B)	月数	補助申請額計	備考
105	●●	1	R5.4.15	R5.4.30	32,000	11,467	20,533	1	20,533	
			R5.5.1	R5.5.31	60,000	21,500	38,500	1	38,500	
			R5.6.1	R5.6.30	60,000	21,500	38,500	1	38,500	
201	XX	2	R5.4.15	R5.4.30	37,333	16,587	20,746	1	20,746	
			R5.5.1	R5.5.31	70,000	31,100	38,900	1	38,900	
			R5.6.1	R5.6.30	70,000	31,100	38,900	1	38,900	
202	▲▲	5	R5.4.15	R5.4.30	37,333	24,480	12,853	1	12,853	
			R5.5.1	R5.5.31	70,000	45,900	24,100	1	24,100	
			R5.6.1	R5.6.30	70,000	45,900	24,100	1	24,100	

作成手順

excelで作成する場合【推奨】

- ① 1行目し列M列に報告対象期間、2行目に住宅名を入力
- ② 欄外の太枠部分を入力（家賃、専有面積、入居者負担額）
※ 直近の交付決定内容と合わせてください。第4号様式別紙 交付決定明細書を参照。
- ③ 部屋番号、入居者氏名、入居者の収入区分を入力
- ④ 月ごとに期間の始期と終期を入力
→ 自動で家賃や入居者負担額、補助額が計算されます。

手書きで作成する場合

記載例を参考に、全ての項目を記入してください。

【注意】

第5、第6区分の場合は最大4万円までの補助となります。※
4万円をこえてしまった場合は計算は計算のうえ、手入力をしてください。

※ 令和5年4月21日施行

※ 透写様式を修正して使用することができます。

¥257,132

7 補助金支払い

- ① 市が補助金事務局に対して、四半期ごとに対象の住宅すべての分をまとめて支払います。
- ② 補助金事務局から各賃貸人へ補助金が支払われます。

3 その他の手続きの詳細

1 継続交付申請

- ・今年度に「**3**交付申請」の交付決定を既に受けている住宅で、**翌年度も継続して家賃補助を受ける場合**に必要な手続きです。
- ・入居の有無にかかわらず申請することができますが、**この手続きを行わないと、4月1日以降補助を受けられなくなってしまう**ため、注意してください。
- ・**毎年度2月10日（土日祝日の場合はその直前の開庁日）**までに、翌年度の補助金について申請が必要となります。

●手続きの流れ

- ① 下記の書類を補助金事務局に提出してください。

	必要書類	備考
	家賃減額補助金交付申請書（兼委任状）	・市 HP からダウンロード
	家賃減額補助金交付申請明細書	・市 HP からダウンロード

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 家賃補助付きセーフティネット住宅担当

- ② 書類審査後、「家賃減額補助金交付決定通知書」が補助金事務局から送付されます。

2 年 1 回の入居者資格確認

- ・入居者資格確認申請は、入居者が補助金事務局へ直接手続きを行うものです。毎年補助金事務局から入居者に対して申請に関する案内を行います。
- ・毎年度 6月頃、入居者が収入要件等の入居者資格を満たしているかどうかの確認を行います
- ・この確認により入居世帯の所得が 15 万 8 千円を超えてしまった場合等、入居者資格を満たしていないことが判明した場合は、その入居者の家賃補助は打ち切りとなりますが、本来の家賃額で引き続き入居することは可能です。
- ・入居世帯の所得区分に応じて 10 月以降の家賃補助の額が決定されますので、賃貸人側で 10 月以降の家賃引落し額の変更等の対応をお願いします。
- ・入居者資格確認申請は、入居者が補助金事務局へ直接手続きを行うものです。毎年補助金事務局から入居者に対して申請に関する案内を行います。

3 退去届

●手続きの流れ

- ① 入居者から住宅を退去する旨の報告があった場合には、退去があった日から 30 日以内に補助金事務局に退去届（市 HP からダウンロードできます）を提出してください。

書類の提出先

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

第6号様式（第13条第2項）

令和3年 12月 20日

横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇1-2-3
氏名 関内 一郎

退去届

横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱第13条第2項の規定に基づき、以下の経済的支援住宅について、入居者及び同居者の退去がありましたので届け出ます。

1 対象となる経済的支援住宅

登録番号	浜〇〇〇〇〇〇
所在地	横浜市△△区△町1-1-1
住宅の名称	△△レジデンス
部屋番号	105

2 退去者

入居者	〇〇 〇〇
同居者	なし
退去日	令和3年12月10日

② 退去後の対応

ア 継続して家賃減額補助を受けたい場合

再度入居者を募集し、入居者が資格を満たしている場合には、**継続して家賃減額補助を受けることが可能**です。

イ 家賃補助付きセーフティネット住宅をやめる場合

賃貸人は、入居者が退去した場合や家賃減額補助の対象外の方が入居した場合には、**家賃減額補助金交付決定取消申請書（市 HP からダウンロードできます）**を補助金事務局に提出することにより、交付決定を取り下げることができます。

家賃減額補助金交付決定取消申請書の記載方法については次ページを参考にしてください。

※ 交付決定を取り消した後、住宅確保要配慮者以外の者に賃貸する場合は、変更のあった日から **30日以内**に**住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録を解除**する必要があります。登録の際と同様に国ホームページから手続きが可能です。

国ホームページ（セーフティネット住宅情報提供システム）

<https://www.safetynet-jutaku.jp/>

4 世帯員変更届

- ・ 以下のような場合は世帯員変更届の提出が必要になります。
 - ・ 出産や死亡、新たな同居人の転入、転出などによって入居世帯の構成員に変更があった場合
 - ・ 入居者の氏名変更等が生じた場合

●手続きの流れ

- ① 入居者から下記の書類を提出してもらいます。

	必要書類
	住民票の写しその他変更事項を証明する書類

- ② 世帯員変更届（市 HP からダウンロードできます）を作成し、①で提出された書類を添えて補助金事務局へ提出してください。

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

5 名義承継届

- ・以下のような場合は、現に同居している者が名義を承継（契約者を変更）することができます。
 - ・ 契約者が死亡した場合
 - ・ 離婚や離縁により契約者が住宅を退去した場合
 - ・ 契約者が失踪、拘禁、疾病等による長期不在の場合
 - ・ 契約者が行為能力を喪失した場合 等

●手続きの流れ

- ① 入居者から下記の書類を提出してもらいます。

	必要書類
	契約者と名義を承継しようとする者の住民票の写し

- ② ①で提出された書類と下記の書類を補助金事務局へ提出してください。

	必要書類	備考
	名義承継届	・市 HP からダウンロードできます
	名義を承継しようとする者の名義で締結した新しい賃貸借契約書の写し	

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

6 記載事項変更承認申請

・既に提出した家賃減額補助金交付申請書等の記載事項に変更が生じた場合に行っていただく手続きです。

例) ・申請者が法人の場合で、代表取締役が変更となったとき

・申請者が引っ越しにより住所が変わったとき 等

●手続きの流れ

- ① 下記の書類を補助金事務局に提出してください。
その他必要な書類の提出を求める場合があります。

	必要書類	備考
	家賃減額補助金記載事項変更承認申請書	・市HPからダウンロードしてください。
		・法人の代表者が変更になったとき ⇒履歴全部事項証明書 等 ・申請者が引っ越しにより住所が変わったとき ⇒住民票 等 その他必要な資料を求める場合があります。

書類の提出先

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

- ② 書類審査後、「家賃減額補助金記載事項変更承認書」が補助金事務局から送付されます。

7 交付決定の取消し・返還

- ・家賃補助付きセーフティネット住宅の賃貸人が下記のいずれかに該当する場合、市長は交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 要綱及びこれに関連する要領等に違反したとき
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき
 - (4) 1年間家賃減額補助金の交付が全くない経済的支援住宅であり、かつ当該年度の交付決定した住宅の戸数が予算の上限に達している場合において、市長が必要と認める場合
- ・交付決定が取り消された場合で、その取消しに係る家賃減額補助金が既に賃貸人に支払われているときは、市長は当該取消しに係る家賃減額補助金について、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めることができます。

【記載例】家賃減額補助金交付決定取消申請書

第10号様式(第18条第1項)

令和6年2月1日

横浜市長

賃貸人 住所 横浜市〇〇区〇〇1-2-3
氏名 関内 一郎
電話番号 080-〇〇-〇〇

家賃減額補助金交付決定取消申請書

令和5年4月1日付けで交付決定のありました家賃減額補助金について、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領第18条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定の(全部・一部)の取消しを申請します。

記

1 取消し前の交付決定日及び交付決定番号

交付決定日 : 令和5年4月1日

交付決定番号 : 建住政 第〇〇号

2 取消し前の交付決定金額 1,321,910 円

3 取消し後の交付決定金額 0 円

4 取消し対象の住宅等

経済的支援住宅	所在地 横浜市△△区△町1-1-1
	住宅の名称 △△レジデンス
	部屋番号 105, 201, 202

5 取消理由

住宅確保要配慮者でないものを入居させるため。

※ 適宜様式を修正して使用することができる。

8 入居資格がない人が入居する場合

- ・入居希望者が入居者の資格を満たしておらず家賃補助を受けられない場合でも、本来の家賃で入居していただくことが可能です。

手続きの流れ

- ① 通常通り入居希望者と賃貸借契約を締結
- ② 入居状況把握のため、賃貸借契約締結後速やかに入居届を補助金事務局に提出してください。

書類の提出先

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社 賃貸住宅事業部 住まい・まちづくり相談センター

※入居希望者が家賃補助等を受けず、本来の家賃で入居する場合は、賃貸借契約書の写しの添付は不要です。

- ③ 退去が発生した場合には、通常通り「退去届」を提出してください。

9 代わりに手続きを行う場合

- ・ 委任状を提出していただくことで、賃貸人の代わりに、不動産店や入居者等が申請の手続きを代行することも可能です。

委任状作成時の注意事項

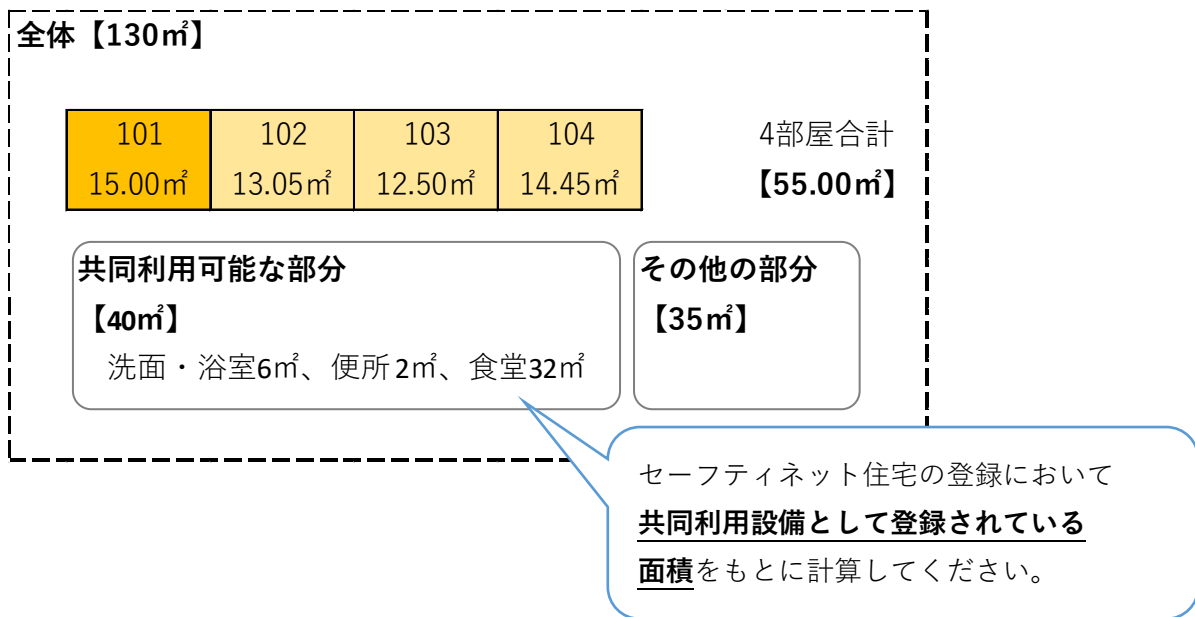
- ・ 委任状の様式は定めていませんが、下記の事項を含めてください。

- 賃貸人（委任する者）の住所・氏名・捺印
- 不動産店等（委任される者）の住所・法人名・代表者職種名及び氏名・捺印
- 委任状作成年月日
- 委任事項
例)「横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度における一切の手続き」

その他シェアハウスの補助額の考え方

シェアハウスの場合は、専有部分の面積に加え、共同利用できる設備の面積も按分して加えることができます。そのため、補助額の算定の仕方が通常の住宅と異なります。

例) 次のようなシェアハウスで、101号室を家賃補助付きセーフティネット住宅にする場合



①101号室の専有部分の面積 15.00㎡

②共用部分の面積（按分にて算出）

$$\begin{aligned} & \text{共用部分} \quad 40 \text{ m}^2 \quad \times \quad \frac{\text{101号室} \quad 15.00 \text{ m}^2}{\text{4部屋合計} \quad 55.00 \text{ m}^2} \\ & = 10.909\cdots \div \underline{\underline{10.90 \text{ m}^2}} \end{aligned}$$

計算過程では端数処理を行わず、
最後に小数第三位を四捨五入

①+②=25.9㎡

横浜市 建築局 住宅政策課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 24階

電話 045-671-4121

FAX 045-641-2756